



特集

この街で暮らす。 障害がある方もない方も安心して暮らせる街に

子どものころ遊び回った広場、みんなで並んで歩いた通学路。誰しも、記憶の中には生まれ育った街の風景が刻まれているものです。このなじみ深い街で、仲間と楽しい時間を過ごすというごく当たり前の希望がかなえられないとしたら…。

障害がある方の中には、自分の住む地域の学校に特別支援学級や就職先が無いなどの理由で、遠くの学校や職場に就学・就職することを余儀なくされている方がいます。

どうしたら障害のある方もない方も、一緒にこの街で安心して暮らすことができるのか、市の取り組みを紹介しながら考えます。

▼福祉課 ☎23局 4654



理解するって どういうこと？

障害がある方が安心して日常生活を行うためには、まず周りの方が障害について理解することが必要です。

「理解」といっても、身体障害や知的障害、発達障害などの専門的な知識を必要とするわけではありません。障害があるために、この街で暮らせない方がいるという現状について、関心を持って考えることが「理解」ということです。

この街のこと みんなで話し合う

平成18年、障害がある方の地域生活と就労を支援する「障害者自立支援法」が施行されました。この法律では、地域のことは地域で考えて解決するための組織「自立支援協議会」の設置が定められています。

市では、障害がある方の団体をはじめ、福祉事業所や豊橋職業安定所、商工会、農協といった就業関係団体、教育関係機関や医療機関、青年会議所などの委員を中心として組織し、みんなが暮らしやすい街にするため話し合いを行っています。